

第5章 参考資料

- (1) 参考資料一覧（国土交通省等公表分）・・・P 47
- (2) 京都府京都市「京都市地域の空き家相談員登録等実施要領」・・・P 48
- (3) 京都府京都市「京都市地域の空き家相談員について」・・・P 52
- (4) 千葉県松戸市「空き家の有効活用等に関する相談業務協定書」・・・P 53
- (5) 福岡県田川郡川崎町「アンケート用紙」・・・P 58
- (6) 群馬県太田市「所有者情報提供同意書」・・・P 65
- (7) 神奈川県厚木市「相談会のチラシ」・・・P 67
- (8) 福岡県田川郡川崎町「相談会のチラシ」・・・P 69
- (9) 福岡県田川郡川崎町「空き家活用応援ガイドブック」・・・P 70

(1) 参考資料一覧（国土交通省等公表分）

（空き家の所在地の調査）

「地方公共団体における空き家調査の手引き ver. 1」（平成 24 年 6 月国土交通省住宅局）

「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成 27 年 2 月 26 日総務省・国土交通省告示第 1 号）

（空き家所有者の特定）

「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（再掲）

「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン（第 1 版）」（平成 28 年 3 月所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会）

(2) 京都府京都市「京都市地域の空き家相談員登録等実施要領」(1/4)

京都市地域の空き家相談員登録等実施要領

平成26年4月11日

平成29年2月13日改正

(目的)

第1条 この要領は、空き家所有者や地域の自治組織等が空き家に関する相談を気軽に行うことができる、身近な相談体制を整備するために設置する「地域の空き家相談員」(以下「相談員」という。)に係る役割、募集、登録及び研修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役割等)

第2条 相談員の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 京都市内に存する空き家に関する相談への対応
 - (2) 京都市を通じて相談対応することになった物件への対応
 - (3) 京都市主催の空き家相談会における相談への対応
 - (4) 京都市空き家活用・流通支援専門家派遣事業の専門家
 - (5) 京都市地域連携型空き家流通促進事業実施要綱第2条第3号に定めるコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)
- 2 前項各号(第4号を除く。)の活動は、無償で行うものとする。
- 3 相談員は、前項第1号及び第2号に掲げる相談への対応を行った場合は、その結果について、相談のあった日の翌日までに空き家相談票(様式1)により、京都市に報告するものとする。ただし、特に事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 4 相談員は、前項第5号の活動を行った場合は、その結果について、活動を行った月の翌月の7日までに、地域連携型空き家流通促進事業活動報告書(様式2)により、京都市に報告するものとする。

(応募要件等)

第3条 相談員の募集に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、次の各号いずれにも該当し、かつ事業の趣旨を十分に理解したうえで、積極的に事業に参画する意思を有しなければならない。

- (1) 宅地建物取引士であり、宅地建物取引士となってから、次に掲げる業務のうち、いずれかの業務に現に通算して5年以上従事している者であること。
 - ア 宅地建物取引業における不動産の開発・分譲業務、流通業務及びこれらの業務に伴う企画、調査、研究等の業務
 - イ 不動産賃貸業における不動産の賃貸業務及び当該業務に伴う企画、調査、研究等の業務
 - ウ 不動産管理業における不動産の管理業務及び当該業務に伴う企画、調査、研究等の業務
 - エ その他京都市が適当と認める業務
- (2) 京都市内の事業所に勤務する者であること。
- (3) 相談員の登録について、勤務する事業所の長の承認を得ていること。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

京都府京都市「京都市地域の空き家相談員登録等実施要領」（2/4）

- (5) 京都市の市税を滞納していないこと。
 - (6) 応募者が法人の社員等である場合にあっては、当該法人が前2号いずれの要件も満たしていること。
 - (7) 応募日から起算して過去1年以内に宅地建物取引業法（以下「法」という。）に基づく指示処分及び事務禁止処分並びに登録消除処分を受けていないこと。
 - (8) 応募者が法人の社員等である場合にあっては、当該法人が応募日から起算して過去1年以内に法第65条第1項に基づく指示処分、同条第2項に基づく業務停止処分又は法第66条第1項第9号に基づく免許取消処分を受けていないこと。
- 2 応募者は、京都市が別に定める日までに、次に掲げる書類を京都市へ提出するものとする。

- (1) 京都市地域の空き家相談員応募用紙（様式3）（以下「応募用紙」という。）
- (2) 宅地建物取引士証の写し

（募集の周知）

第4条 募集の周知は、京都市ホームページのほか事業の推進に協力できる不動産関連団体を通じて行うものとする。

（募集定員）

第5条 募集定員については、募集を行う年度ごとに京都市が定めるものとする。

（登録研修）

第6条 研修は、次の課程により実施し、全研修の受講をもって修了とする。

課程	回数
基本研修	1回
実地研修	適宜

- 2 前項で定める課程は、原則1年以内に実施するものとする。
- 3 研修の実施日時、場所及び講師等については、募集する年度ごとに京都市が定めるものとする。

（研修の受講）

第7条 登録を希望する者（以下「名簿登録希望者」という。）は、前条に定める研修を修了しなければならない。

（登録研修の受講決定）

第8条 京都市は、第3条第2項に定める書類の提出を受け、応募者が同条第1項に該当すると認めるときは、速やかに研修の受講資格がある旨及びその実施日時等を応募者へ通知するものとする。

- 2 前項により第3条第1項に該当すると認められた者の数が、第5条に定める募集定員を超える場合にあっては、当該募集定員を限度に選考を行うものとする。ただし、京都市が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により選考された者には、第1項に定める研修の受講資格がある旨及びその実施日時等を通知し、選考されなかった者には、その旨を通知するものとする。
- 4 受講決定後、応募者が第3条第1項に定める応募要件に該当しなくなった場合にあっては、受講決定は決定時に遡ってその効力を失うものとする。

（名簿の作成等）

京都府京都市「京都市地域の空き家相談員登録等実施要領」（3/4）

第9条 京都市は、研修を修了した者について、次に掲げる事項を記載した名簿（以下「相談員名簿」という。）を作成し、管理するものとする。

- (1) 名簿登録番号及び登録日
- (2) 氏名
- (3) 宅地建物取引士登録番号及び登録年月日
- (4) 宅地建物取引士資格以外の不動産関連資格等
- (5) 事業参画理由
- (6) 自己PR
- (7) 勤務する事業所の名称、勤務地、連絡先及びホームページアドレス
- (8) 勤務する事業所に係る宅地建物取引業免許番号
- (9) 所属不動産関連団体

2 名簿登録希望者は、研修修了後、京都市が定める日までに、京都市地域の空き家相談員名簿登録申請書（様式4）（以下「名簿登録申請書」という。）を京都市へ提出するものとする。

（登録）

第10条 京都市は、名簿登録申請書の提出を受け、名簿登録希望者が第3条に該当し、適切に研修を修了したと認めるときは、速やかに相談員名簿に登録し、その旨を京都市地域の空き家相談員登録（登録基準不適合）通知書（様式5）（以下「登録（登録基準不適合）通知書」という。）により、名簿登録希望者に通知するものとする。

2 京都市は、名簿登録申請書の提出を受け、名簿登録希望者が第3条に該当しない、又は適切に研修を修了していないと認めるときは、その旨を登録（登録基準不適合）通知書により、名簿登録希望者に通知するものとする。

3 相談員名簿に登録された者（以下「名簿登録者」という。）は、相談員名簿に記載した内容に変更が生じたときは、京都市地域の空き家相談員名簿登録変更申請書（様式6）を京都市へ提出し、京都市は、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を変更するものとする。

4 名簿登録者は、相談員名簿への登録を抹消したいときは、京都市地域の空き家相談員名簿登録抹消申請書（様式7）を京都市へ提出し、京都市は、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を抹消するものとする。

（相談員証の交付）

第11条 京都市は、名簿登録者に、京都市地域の空き家相談員証（様式8）を交付するものとする。

2 相談員証の有効期限は、前条第1項の登録日から同日が属する年度の末日とする。

（登録の更新）

第12条 名簿登録者の当該名簿への登録期間は、登録日から同日が属する年度の末日とする。

2 相談員の登録の更新を希望する者は、市が定める研修（以下「登録更新研修」という。）を受けなければならない。

3 登録更新研修を受講した者は、次年度の末日まで登録期間を延長することができるものとし、以後も同様とする。

京都府京都市「京都市地域の空き家相談員登録等実施要領」（４／４）

４ 登録更新研修は、原則年１回とし、研修の実施日時、場所、講師等については、年度ごとに京都市が定めるものとする。

（登録の取消）

第１３条 京都市は、名簿登録者が相談員名簿への登録にふさわしくない行為をしたと認めるときは、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を抹消することができる。

２ 京都市は、名簿登録者又は当該名簿登録者が法人の社員等である場合にあってはその法人が、相談員名簿への登録にふさわしくない行為をしたと認めるときは、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を抹消することができる。

（名簿の公開等）

第１４条 京都市は、相談員名簿を京都市ホームページ等適当な方法により公開するものとする。

（個人情報の取扱い）

第１５条 相談員は、事業の実施により取得した個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（補則）

第１６条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、京都市都市計画局まち再生・創造推進室空き家対策課長が定める。

附 則

（経過措置等）

１ 平成２５年度に実施した研修を受講した地域連携型空き家流通促進事業コーディネーター名簿登録者については、登録基準を満たすものとみなし、相談員に登録する。

２ この要領は、施行日から実施する。

(3) 京都府京都市「京都市地域の空き家相談員について」(相談対応時に提示)

相談者の皆様へ

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

「京都市地域の空き家相談員」について

- 京都市では、平成26年4月に「京都市空き家の活用等、適正管理等に関する条例」を施行し、市民の皆様や事業者の方々等との連携のもと、空き家の活用をはじめ、予防や適正管理等を推進しております。
- 「地域の空き家相談員」は、空き家所有者の皆様が、賃貸や売却等、空き家の活用にあたって、気軽に御相談をしていただけるよう、宅地建物取引士(旧宅地建物取引主任者)で、かつ一定の業務経験を満たす者を対象に、京都市が研修を行ったうえで、登録した方です。
- 「地域の空き家相談員」への空き家に関する相談は無料です。また、御相談をされたからといって、当該相談員に仲介等の業務を依頼しなければならないものではありません。他の相談員や不動産事業者に御相談をいただいてもかまいません。
- 初回の相談の後、引き続き同じ相談員への相談を希望される場合は、相談者の皆様から相談員に改めて御連絡頂くか、後日連絡が欲しい旨、相談員にお伝えください。特段御希望がない場合は、相談員から後日御連絡させて頂くことがあるかもしれませんが、相談員からの連絡を希望されない場合は、その旨、相談員にお伝えください。
(注) 後日、京都市から相談者の皆様へ問合せをさせていただく場合がございます。
- 相談後、賃貸や売却、空き家の仲介等を「地域の空き家相談員」に御依頼された場合、以降は通常の不動産取引に応じた料金が発生します。

「地域の空き家相談員」についての問合せ
京都市都市計画局まち再生・創造推進室空き家担当
電話 222-3503